

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (※今再送)ご沿用下さい

平成29年4月スタート

介護保険法の改正により、65歳以上の方を対象に、介護予防と日常生活の自立を支援する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、多様なニーズに応じたサービスを提供できるようになりました。

では、立月25年4月から「総合事業」を開始しました。総合事業開始により、「これまで「要支援1・2」の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部（訪問介護と通所介護）が」の事業に移行します。今回は、「総合事業」の仕組みについて紹介します。



介護予防効果が期待できるシルバーリハビリ体操

総合事業開始の背景

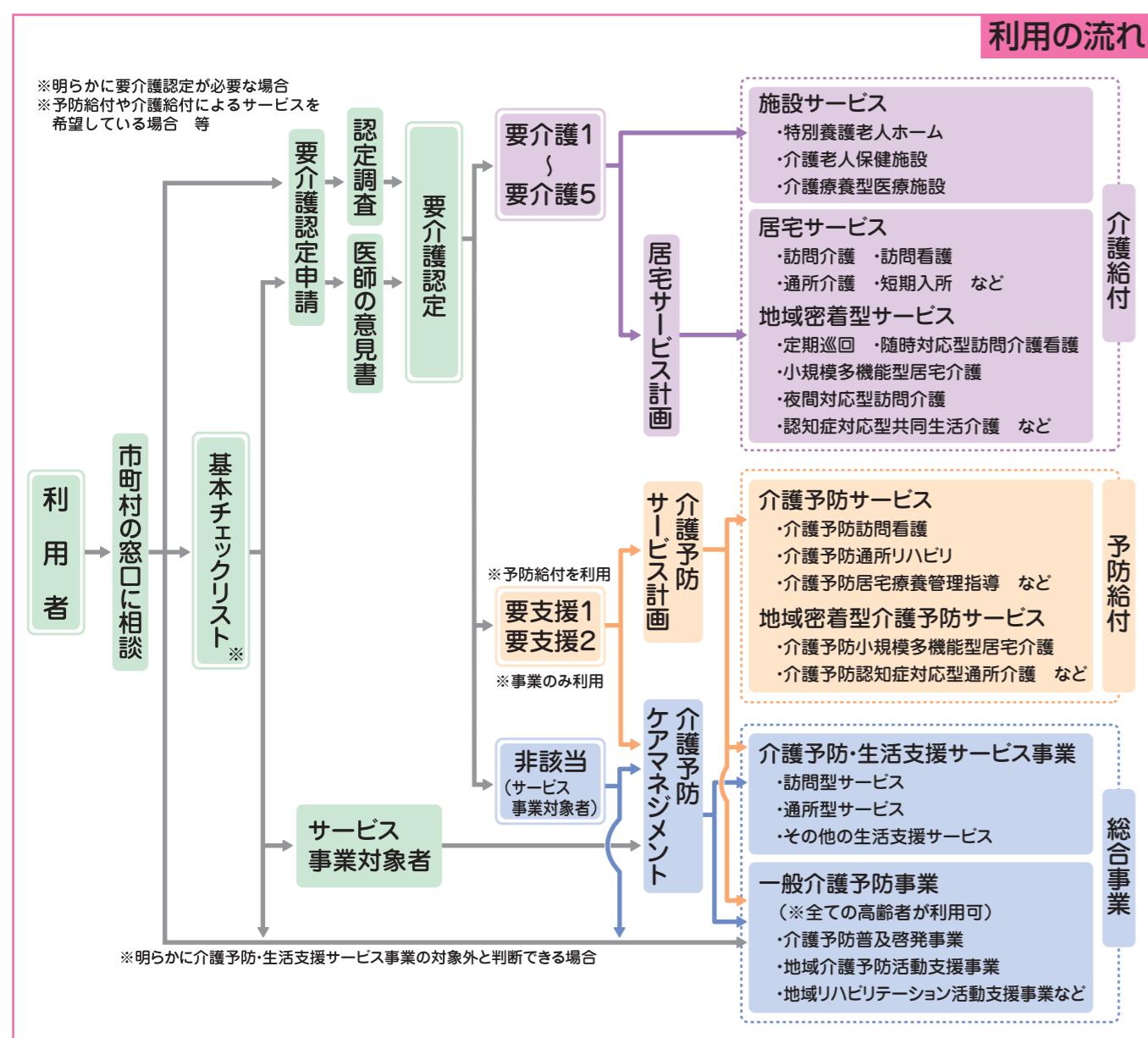
団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になつても住み慣れた地域で生活を続けることができるようにするためには、介護保険や行政サービスに加え、ボランティアによる支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくことが必要です。また、高齢者自身も、自分なりに社会での「役割」や「生きがい」を持つなど、介護予防に努めることが大切です。

総合事業の内容

総合事業は、「**介護予防・生活支援サービス事業**」と**「一般介護予防事業」**から構成されます。総合事業の開始に伴い、これまでよりサービスの選択の幅が広がり、一人一人の状況に応じたサービスを利用できます。

卷之三

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されます。総合事業の開始に伴い、これまでよりサービスの選択の幅が広がり、一人一人の状況に応じたサービスを利用できます。



下妻市地域包括支援センターのご案内

下妻市地域包括支援センターは、介護保険課（第二庁舎2階）の中になります。高齢者の皆さん
が住み慣れた下妻市でいつまでも安心して暮らせるよう、保健師、主任介護支援専門員（ケアマネ
ジャー）、社会福祉士などの専門職が総合的に支援していきます。

問 下妻市地域包括支援センター ☎ 43-8264 FAX 30-0011

一般介護予防事業

対象
65歳以上の全ての方

百川文庫

介護予防普及啓発事業

地域リハビリテーション

住民運営の通いの場などに
リハビリの専門職が関わり、
地域の介護予防の取り組みを
支援します。

- **介護予防・生活支援サービス事業**
 - **対象**
要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者と判定された方
 - **訪問型サービス**
ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助
 - **通所型サービス**
通所介護事業所などでの生活支援、運動機能向上や栄養改善
 - **介護予防ケアマネジメント**

- 通所型サービス
- 通所介護事業所などでの生活支援、運動機能向上や栄養改善

問
介護保険課

43.8338

FAX
30
•
00
11